

証 明 書

園（所）長 様

令和 年 月 日

医師 印

園児名

- 上記園児は
- 1 麻疹（はしか）
 - 2 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
 - 3 水痘（みずぼうそう）
 - 4 風疹
 - 5 咽頭結膜熱（プール熱）
 - 6 百日咳
 - 7 インフルエンザ
 - 8 流行性角結膜炎
 - 9 急性出血性結膜炎
 - 10 結核
 - 11 腸管出血性大腸菌感染症
 - 12 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 13 新型コロナウイルス感染症
 - 14 その他（病名： ）

により、令和 年 月 日より登園（所）停止となっていましたが、他に感染の恐れがなくなりましたので、 月 日から登園（所）して良いことを証明します。

主治医 様

ご多用中おそれいりますが、上記証明書は登園（所）可能になりましたらご記入の上保護者にお渡しください。

前橋市園医委員会
前橋市子ども未来部子ども施設課

令和 年 月 日

保護者 様

園 名 _____

園 長 名 _____

児 童 名 _____

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんが学校感染症（下記の病気）に罹患している場合は、他の児童に伝染する恐れがありますので、学校保健安全法施行規則を準用し、登園（所）停止となります。

なお、病気が治った場合には、治癒証明書を主治医に記入していただき、これを園（所）に提出してください。ただし、(※)の感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症）については、群馬県からの指示があるまで、治癒証明書ではなく、保護者が記入する療養報告書を提出してください（医師による治癒証明書は必要ありません）。

登園（所）停止期間の基準

学校等で予防すべき感染症の種類	登園停止の期間の基準
第1種 エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 インフルエンザ (※) (鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス (※) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹がか皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 感染の恐れがなくなるまで 感染の恐れがなくなるまで
第3種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎・その他の感染症	感染の恐れがなくなるまで

⑨上記の表は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。